**『広島市新型コロナウイルス感染症の**

**影響に対する地域福祉活動緊急支援事業』**

**応募の手引**

****

**補助金の交付申請に当たっては、必ずこの手引をお読みください。**

**１　事業の目的**

新型コロナウイルス感染症の影響により生活上の困難に直面している地域住民を共助の精神に立って支援する地域福祉活動について、その活動を実施する団体に対し、活動に必要な経費の一部を補助することで、地域住民が今後も安心して生活できるよう支援することを目的としています。

**２　補助の対象となる団体**

３人以上で構成される広島市内で地域福祉活動に取り組む団体

**【団体の例】**NPO法人、社会福祉法人、ボランティア団体、地域活動団体など

※　補助金の交付申請に当たり、規約、会則等の団体の運営に関する規程（団体の目的、役員等の組織体制、会計機能等が確認できるもの）や役員名簿を添付していただく必要があります。

※　暴力団関係者等が団体の構成員に含まれる場合は、補助の対象となる団体にはなりません。

**３　補助の対象となる事業**

新型コロナウイルス感染症の影響により生活上の困難に直面している地域住民（広島市内に居住する人に限ります。）に対する支援のために実施する地域福祉活動

※　ただし、次に掲げる事業は除きます。

**【補助の対象とならない事業】**

・　国、広島県、本市から補助金等（本補助金を除く。）を受け、又は国、広島県、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業

・　営利を目的とする事業

・　特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等に不当に利益を得させる事業

・　新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から適当でないと認められる事業

・　業務委託等により事業の大部分を他の団体、企業等が実施する事業

・　その他補助の対象にすることが適当でないと認められる事業

※　本事業は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの全部又は一部の期間に実施する事業を補助の対象としています。この期間外に実施した事業は補助の対象にはなりません。

**【想定される事業の例】**これらは一例です。様々な活動をご検討ください。

・　外出が困難な高齢者、障害者等への買い物代行活動※1

・　ひとり親世帯等の子どもや生活困窮者に食事を届ける活動※2

・　一人暮らしの高齢者等への電話やインターネットを活用した見守り活動

・　障害児の親等を対象とするインターネットを活用した相談やネットワークづくり活動

・ 高齢者、障害者等を対象とする福祉相談窓口の設置

・　学習に不安を抱える子どもを対象とするインターネットを活用した学習支援活動　など

※1　団体の構成員や協力者が団体所有車両や自家用車、レンタカー等を運転して行う場合で、単に買い物を代行するだけでなく、人や買い物による購入物以外の物品等を輸送する活動（無償の活動は除きます。）については、運輸局の許可等が必要な場合がありますので、活動を開始する前に、中国運輸局広島運輸支局に相談してください。

※2　食品等を扱う活動については、保健所の許可等が必要な場合がありますので、活動を開始する前に、保健所に相談してください。

**４　補助の対象となる経費**

上記３の補助の対象となる事業の実施に必要な経費

※　ただし、次に掲げる経費は除きます。

**【補助の対象とならない経費】**

・　補助の対象となる団体の基礎的な運営経費（事務所経費、人件費等）

・　給付に係る現金等に要する経費

・　社会通念上、適当な額を超えるものと認められる経費のうち、その超える部分の経費

・　領収書等の支出を証明する書類の提出ができない経費

・　その他、補助の対象にすることが適当でないと認められる経費

※　事業終了後、活動内容の報告書とともに収支の事実を明らかにする領収書等の書類を提出いただくこととなります。

**【想定される補助対象経費の例】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の例 | 補助対象経費の例 |
| 外出が困難な高齢者や障害者等への買い物代行活動 | 車両借上料、ガソリン代、バス・電車等の運賃、買い物や車両運転に係る協力者への謝礼金、外出時の感染予防のためのマスク・消毒液の購入費、注文票の用紙購入費・印刷費、連絡用の携帯電話借上料、通信費 など |
| ひとり親世帯等の子どもや生活困窮者に食事を届ける活動 | 食材や容器等の購入費、配食に伴うガソリン代、バス・電車等の運賃、衛生管理のためのマスク・消毒液の購入費、調理に係る協力者への謝礼金、弁当を届ける場合の弁当購入費 など |
| 一人暮らしの高齢者等への電話やインターネットを活用した見守り活動 | パソコン・タブレット端末・携帯電話等借上料（又は購入費）、通信費、安否確認のための手紙の用紙購入費、手紙に添える簡素な菓子の購入費 など |
| 障害児の親等を対象とするインターネットを活用した相談やネットワークづくり活動 | パソコン・タブレット端末等借上料（又は購入費）、通信費、相談員へ研修を行う講師への謝礼金、相談員への謝礼金　など |
| 高齢者や障害者等を対象とする福祉相談窓口の設置 | 携帯電話借上料（又は購入費）、通信費、対面時の感染予防のためのマスク・消毒液の購入費、相談記録用の筆記用具購入費、相談員へ研修を行う講師への謝礼金、相談員への謝礼金　など |
| 学習に不安を抱える子どもを対象とするインターネットを活用した学習支援活動 | パソコン・タブレット端末等借上料（又は購入費）、通信費、電子教材の製作に係る協力者への謝礼金、講師への謝礼金　など |

**５　補助金の額**

補助金の額は、次の表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助率 | 補助限度額 |
| 補助対象経費の１０分の９以内 | １００万円 |

※　同一の団体が複数の事業を実施する場合は、その複数の事業に係る経費を合計したものに対し、上の表の補助率及び補助限度額が適用されます。

※　補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数金額は切り捨てます。

※　上の表にかかわらず、補助の対象となる事業に伴う収入（利用者負担金など）がある場合で、歳入（その事業収入の額と補助金の額の合計）が、歳出（その事業の総事業費）を上回ることになるときは、歳入と歳出が同額となるよう、補助金の額を減額（補助金の千円未満の端数は切り捨て）します。

**６　申請受付期間及び申請方法**

**(1)　申請受付期間**

令和２年６月１５日（月）から８月１７日（月）まで

（土曜日、日曜日、祝日及び８月６日を除きます。）

申請受付期間内において、申請書が提出（本市に到達）された日を基準に、次のとおり期間の区分を行い、早い期の申請分から順次交付決定を行う予定です。

①　第１期：令和２年　６月１５日（月）～　６月３０日（火）

②　第２期：令和２年　７月　１日（水）～　７月１５日（水）

③　第３期：令和２年　７月１６日（木）～　８月　３日（月）

④　第４期：令和２年　８月　４日（火）～　８月１７日（月）

※　予算に限りがあるため、申請受付期間内に申請をいただいた場合でも、他の団体の申請額の合計額が予算額に達し、補助金の交付ができない場合があります。

※　申請の受付状況等に応じて、申請受付期間を延長する場合があります。

**(2)　申請方法**

「広島市新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域福祉活動緊急支援事業補助金交付要綱」に基づき、次の書類を、広島市健康福祉局地域共生社会推進室（下記11の「問い合わせ先」参照）に郵送（郵送が困難な場合は持参）により提出してください。

**【提出書類】**

・　補助金交付申請書（別紙様式第１号）

・　事業計画書（別紙様式第２号）

・　予算書（別紙様式第３号）

・　申請団体の概要書（別紙様式第４号）

・　規約、会則等申請団体の運営に関する規程（団体の目的、役員等の組織体制、会計機能等が確認できる規程の添付をお願いします。）

・　申請団体の役員名簿

※　その他、必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります。

**７　計画変更等の手続**

補助金の交付決定を受けた後に、補助の対象となる事業の内容や予算を変更する場合又はその事業を中止・廃止する場合は、速やかに広島市健康福祉局地域共生社会推進室（下記11の「問い合わせ先」参照）にご連絡いただき、次の書類を提出してください。

**【提出書類】**

・　事業計画変更申請書（別紙様式第５号）

・　変更事業計画書（別紙様式第６号）

・　変更予算書（別紙様式第７号）

※　その他、必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります。

※　予算に限りがあるため、補助対象経費の増額に伴う事業計画変更の手続をしていただいた場合であっても、他の団体の申請額の合計額が予算額に達し、補助金の増額ができない場合があります。

**８　事業終了時の手続**

補助の対象となる事業が終了したときは、その終了の日から１０日後の日又は令和３年３月３１日のいずれか早い日までに、次の書類を、広島市健康福祉局地域共生社会推進室（下記11の「問い合わせ先」参照）に郵送（郵送が困難な場合は持参）により提出してください。

また、補助の対象となる経費が交付決定時より減少している場合など、補助金の精算に当たり過金を生じたときは、過金分の返納を依頼させていただきます。

**【提出書類】**

・　補助対象事業実績報告書（別紙様式第８号）

・　事業実施報告書（別紙様式第９号）

・　決算書（別紙様式第１０号）

・　補助の対象となる事業の収支の事実を明らかにする領収書等の書類

※　領収書等の提出ができない場合は、補助の対象経費とすることができませんので、ご留意ください。なお、電車やバス等の公共交通機関を利用した場合など、領収書が発行されないものについては、様式第１１号に必要事項を記載の上、提出してください。

※　その他、必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります。

※　本事業は、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの全部又は一部の期間に実施する事業を補助の対象としています。令和３年４月１日以降も同様の事業を実施する場合であっても、令和２年度の事業終了の日から１０日後の日又は令和３年３月３１日のいずれか早い日までにこの手続をお願いします。

※　補助金の交付決定の時点で既に事業が終了している場合は、この手続が完了した後に補助金を精算交付します。

**９　手続の流れ**

**申請団体**

**広　島　市**

補助金交付申請

審査

申請書等の提出

要件具備の場合

・ 補助金の交付決定

・ 概算払の決定

補助金交付決定通知書の送付

口座振込(概算払の場合※)

事業の実施の実施

事業の実績報告

実績報告書等の提出

（領収書等を添付）

実績報告等の審査

口座振込（精算払の場合）

必要に応じて補助金を返還

※　補助金の交付決定の時点で既に事業が終了している場合は、事業

の実績報告の手続が完了した後に補助金の振込を行います。

補助金交付確定通知書の送付

**10　その他の留意事項等**

・　現在計画されている事業が補助の対象になるかどうか、支出を予定されている経費が補助の対象になるかどうかなど、本事業について不明な点がある場合は、下記11の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

・　補助の対象となる事業を実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底してください。

・　補助金の収支に関する帳簿やその事実を明らかにする書類等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度の終了後５年間（令和８年３月３１日まで）保管していただく必要があります。

・　補助金の交付決定を受けた事業については、必要に応じて、実施団体名や事業の内容等を広島市から市民や他の団体等に対し広く情報提供させていただく場合があります。

・　団体から提出された書類等については、個人情報の保護に関する法律、広島市情報公開条例、広島市個人情報保護条例等の規定に基づき取り扱います。また、提出された書類等は原則返却いたしませんので、広島市から問合せがあった際に対応できるよう、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。

・　その他、補助金の交付決定を受けた場合は、「広島市補助金等交付規則」及び「広島市新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域福祉活動緊急支援事業補助金交付要綱」を遵守してください。

**11　問い合わせ先（申請書等提出先）**

**広島市健康福祉局地域共生社会推進室**

**〒７３０－８５８６**

**広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号**

**電話：０８２－５０４－２６０３**

**Eメール：chiikikyousei@city.hiroshima.lg.jp**